

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 横瀬町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	2	650,000	3	650,000	0	0
1	80	キシレン	2	1	551,000	4	550,000	0	1,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	2	3,500	10	3,500	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	2	510	13	510	0	0
1	240	スチレン	1	2	220,000	6	220,000	0	0
1	300	トルエン	1	2	2,300,000	2	2,300,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	2	10,000	8	10,000	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	2	11,000	7	11,000	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	2	710	12	710	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	2	9,100	9	9,100	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	1	2	1,900	11	0	0	1,900
1	720	2-ターシャリープトキシエタノール	1	2	520,000	5	520,000	0	0
3	11	メタノール	1	2	3,600,000	1	3,600,000	0	0
		合計	—	—	7,877,720	—	7,874,820	0	2,900

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。